

二宮町第2次環境基本計画実施計画  
【中期】  
平成28年度～平成30年度

平成28年4月

二宮町

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1. 計画の目的・位置づけ .....                     | 1  |
| 2. 計画の期間 .....                          | 1  |
| 3. 計画の策定について .....                      | 2  |
| 1. 【生物多様性の保全】多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち ..... | 4  |
| 1-1. 吾妻山の保全と魅力の向上 .....                 | 4  |
| 1-2. 丘陵地や谷戸などの保全 .....                  | 5  |
| 1-3. 水と親しめる葛川の再生 .....                  | 6  |
| 1-4. 二宮海岸の保全と魅力の向上 .....                | 8  |
| 1-5. 良好な自然を象徴する動植物の保全 .....             | 9  |
| 2. 【循環型社会の実現】環境にやさしい循環型のまち .....        | 10 |
| 2-1. リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制） .....        | 10 |
| 2-2. リユースやリサイクルの促進 .....                | 11 |
| 2-3. ごみの適正な処理・処分の推進 .....               | 12 |
| 2-4. 不法投棄防止の推進 .....                    | 12 |
| 2-5. 地産地消の促進 .....                      | 13 |
| 3. 【低炭素社会の形成】地球環境の保全に取り組むまち .....       | 14 |
| 3-1. 省資源・省エネルギー活動の促進 .....              | 14 |
| 3-2. 自然エネルギーの活用 .....                   | 14 |
| 3-3. 緑化や雨水利用などによる環境の保全 .....            | 16 |
| 3-4. 環境保全による安全なまちづくり .....              | 16 |
| 3-5. 快適な生活環境の向上 .....                   | 17 |
| 4. 【計画の推進方策】3つの基本目標に共通する取組み .....       | 18 |
| 4-1. “町民・事業者・町”による計画推進 .....            | 18 |
| 4-2. “横断的な取組み”による計画推進 .....             | 19 |
| 4-3. “学習・情報共有”による計画推進 .....             | 19 |
| 5. 計画の進行管理 .....                        | 20 |

## 1. 計画の目的・位置づけ

二宮町第2次環境基本計画実施計画は、第2次環境基本計画（以下「基本計画」という）に基づき、町の取組みについて示した計画です。

これまで、実施計画〔前期〕（平成24年度～27年度）に沿って、各種施策を推進してきました。

このたび、実施計画〔前期〕の計画期間が平成27年度で終了することに伴い、これまでの施策・事業の進捗状況等を踏まえて事業計画の見直しを行い、新たな事業計画として実施計画〔中期〕を策定します。

## 2. 計画の期間

実施計画〔中期〕の計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成30年度までの3年間とします。



### 3. 計画の策定について

#### 1. 策定方法

##### (1) 施策体系

施策の方向及び施策の方向の位置づけは、基本計画の施策体系と同様、3本の基本目標と15本の基本施策とし、実施計画〔前期〕の体系をそのまま引き継ぎます。

##### (2) 取り組み内容

環境審議会の意見等を踏まえ、目的達成状況や事業実施状況による取り組みの整理統合、廃止及び新たに位置付ける取り組みにより、実施計画〔前期〕75事業に対し、64事業に取り組みます。

##### (3) 重点課題

###### ① 低炭素社会の形成強化

近年、地球規模で極端な豪雨や干ばつ、猛暑、大型台風などの発生頻度が増大してきており、温暖化対策の必要性が高まっています。

国は東日本大震災を契機に平成26年4月に新たな「エネルギー基本計画」を閣議決定し、その中で「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化などにより、可能な限り低減させる」としています。

また、県も平成26年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入加速化などに取り組み、地域において自立的なエネルギーの需要調整を図る分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図ることとしています。

当町では、太陽光発電システムの設置補助や自然エネルギーに関する情報収集・提供等を進めてきましたが、実施計画〔中期〕では、地球温暖化対策実行計画の策定を検討するとともに、二宮町の地形や住宅地の特性などを活かした再生可能エネルギー導入促進に向けた検討を進めます。

###### ② 事業間・地域間連携の推進

環境問題は、地域内や地域間を含め様々な自然的・経済的・社会的要因が複合して引き起こされることから、当該実施計画に掲げる各種事業も相互に関連しているケースが少なくありません。

実施計画〔前期〕で指摘された課題等を踏まえ、実施計画〔中期〕の各種事業の実施に際してはそれぞれ関連し合う事業との調整に努めることとし、次の事業などを中心に事業間・地域間連携を図り、相乗効果が発揮されるように

取り組むこととします。

イ. 計画的な里山保全・再生関連施策の連携促進

ロ. 生ごみリサイクルチェーン(生産・流通・消費・廃棄・再資源化)の形成促進

ハ. 多様なグリーンインフラストラクチャー\*の整備促進

二. 気候変動の影響等を踏まえた防災・減災事業との連携促進

\*近年、欧米を中心に取り組まれているグリーンインフラストラクチャー(略称：グリーンインフラ)とは、まちづくり等において自然の有する多様な環境保全機能を地域社会にとって有益な社会資本と位置付け、計画的・戦略的にネットワーク化を図りながら柔軟な手法で整備しようとするもの。例：山林、田畑、河川、ため池、遊水池、公園・緑地・広場、鎮守の森、市民農園、ビオトープ、屋上緑化、緑のカーテン、街路樹、生垣、屋敷林、雨水貯留槽、雨水浸透枿、透水性舗装、合併浄化槽など(平成 26 年版「環境白書」等を参照)

## 1. 【生物多様性の保全】

### 多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち

二宮町は、里山（吾妻山や丘陵地）・里地（斜面林や谷戸、農地等）・里川（葛川等の河川）・里海（相模湾や二宮海岸）という、多様性に富む豊かな自然に恵まれています。

こうした自然を大切に保全し育み、その恵みに感謝するとともに自然と人間が生活のさまざまな場面で共生することをめざします。

#### 1-1. 吾妻山の保全と魅力の向上

吾妻山は多様な動植物が生息し、町民の憩いの場であるとともに二宮で最も多くの人を訪れる観光スポットでもあります。良好な自然環境の保全を通じて吾妻山の魅力が高まることにより観光振興にもつながることを基本に、自然環境の保全と観光拠点としての調和を図ります。

そのため、吾妻山に案内板や動植物のプレート等を設置するとともに、高齢者や障がい者等への配慮や健康増進等の補助として階段や手すりを改善することなどを通じて、誰もが気軽に自然に親しめるような魅力ある整備や管理を進めます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     |   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>公園等管理運営事業・公園等維持整備事業</b><br>自然環境の保全と観光拠点としての調和を図るため、施設や設備を充実させるための整備を行うとともに植生、動物の生息状況に応じた公園管理をする。 | 都市整備課 | ○    | ○  | ○  |

## 1-2. 丘陵地や谷戸などの保全

豊かな生物に象徴される打越川の「春の小川」のイメージを再生するなど、丘陵地や谷戸に広がる斜面林や農地等の里山や里地の自然環境と動植物を保全します。

そのため、里山に点在する遊休農地の活用を図るとともに、市街地や公園、宅地等のみどりの保全に取り組みます。

### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課          | 実施予定 |    |    |
|-----|---|--------------|------|----|----|
|     |   |              | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <p><b>里山再生育成事業</b></p> <p>身近な里山の手入れや間伐材の再利用を通して、ボランティアによる里山体験を促進し、里山の保全育成を図るとともに、災害による被害抑制につなげる。</p>  | 産業振興課        | ○    | ○  | ○  |
| ②   | <p><b>土地改良事業（農道整備）</b></p> <p>農地の保全と地域農業の活性化を図る為、農道の整備及び維持管理を行う。</p> <p>整備においては、のり面の植生の回復を図るなど、自然環境に配慮した仕様を検討する。</p>  | 産業振興課        | ○    | ○  | ○  |
| ③   | <p><b>ふれあい農園事業</b></p> <p>農地の荒廃化防止の為に町が借りた農地を「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」で農業委員会の承認を受け「二宮町ふれあい農園事業実施要綱」により、町民へ1区画面積 20㎡～30㎡を貸し出す。（作付は、野菜と草花）</p>   | 産業振興課        | ○    | ○  | ○  |
| ④   | <p><b>遊休・荒廃農地対策事業</b></p> <p>農業の担い手不足により、遊休・荒廃農地が増加していることから、新規就農者や、市民農園規模以上に本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」など、新たな担い手の受け入れを積極的に行い、遊休・荒廃農地の解消と農地の保全に努める。</p> <p>また、有害鳥獣の被害にあいにくく、一般の果樹より手もかからないと言われているオリーブの普及栽培を進める。</p> | 農業委員会<br>事務局 | ○    | ○  | ○  |

| NO. | 事業等の名称   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     | 事業内容   |       | 28   | 29 | 30 |
| ⑤   | <b>緑の基本計画の推進</b><br>緑の基本計画では、目標年次の平成 37 年までに緑地確保の緑地率の目標を 30%、都市公園等整備の目標を 43ha としており、目標を実現するため、指定区域内の山林等所有者に対して自然保護奨励金を交付する（県事業）とともに「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき保存樹木等を指定し、松等の緑の保全に努める。<br>また、町内の公共施設等で年 2 回、花壇やプランター等に花の植栽を行い、町内の緑化及び住民の意識の高揚を図る。 | 都市整備課 | ○    | ○  | ○  |
| ⑥   | <b>二宮せせらぎ公園におけるホタル観賞会</b><br>二宮せせらぎ公園におけるホタルの観賞会を実施することにより、ホタルの生態を知ると共に、水辺等の自然環境保全の理解を得る。  | 都市整備課 | ○    | ○  | ○  |

### 1-3. 水と親しめる葛川の再生

町の中心部を南北に流れる葛川を、町民が親しめ、子どもが水遊びできるような里川として再生を図ります。

そのため、葛川の水質のより一層の向上に向けて、家庭からの生活排水や事業所等からの排水の適正な処理に努め、葛川での生物調査や水質調査の実施を継続的にこなうとともに、清掃活動や親水イベントの支援等を行います。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称  | 担当課  | 実施予定 |    |    |
|-----|---|------|------|----|----|
|     | 事業内容  |      | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>公共下水道整備事業</b><br>酒匂川流域関連二宮公共下水道として事業に着手しており、年次毎に効率的な汚水枝線の実施設計及び整備工事を行い、処理区域の一層の拡大を図る。<br>下水道計画区域 525.7ha（うち事業認可区域は市街化区域 434ha、市街化調整区域 14ha、合計 448ha） | 下水道課 | ○    | ○  | ○  |



| NO. | 事業等の名称  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     | 事業内容  |       | 28   | 29 | 30 |
| ②   | <b>下水道の普及促進</b><br>下水道排水設備設置に係る水洗化改造等奨励金支給又は水洗化融資あっせん利子補給を実施して、下水道の早期接続を奨励すると共に、未接続者への接続勧奨を行う。                | 下水道課  | ○    | ○  | ○  |
| ③   | <b>家畜環境整備対策事業</b><br>家畜用浄化槽の整備、修繕に対する補助を行うと共に浄化槽の消毒薬品を配布し環境の整備を図る。  | 産業振興課 | ○    | ○  | ○  |
| ④   | <b>葛川水質調査の実施</b><br>町内河川の水質調査を行い、家庭・事業所等の排水による水質汚濁の未然防止と葛川の環境の把握を行う。  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
| ⑤   | <b>葛川美化推進事業</b><br>ボランティア団体、県等と連携しごみの回収、草刈り等を実施する。<br>また、清掃を行っている団体があることを町民に周知することにより、ごみを捨てにくい環境づくりをめざす。      | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
| ⑥   | <b>葛川の再生に向けた広域的対策</b><br>構成町による葛川サミットの運営と、定期的な情報・意見の交換、葛川の清流復活に関する調査研究と事業の提案、葛川を活用したまちづくりに関する調査研究と事業の提案などを行う。 | 企画政策課 | ○    | ○  | ○  |
| ⑦   | <b>葛川改修計画（県）</b><br>河川管理者の県に対して、多自然型護岸整備を実施するよう要望し、実現を期す。   | 都市整備課 | ○    | ○  | ○  |

#### 1-4. 二宮海岸の保全と魅力の向上

「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林は、景観的にも重要な町の資源であり、観光スポットとしても魅力の向上が期待されます。こうした二宮海岸を保全することを通じて、町民や来街者が憩い、親しめる海辺の環境づくりを進めます。

そのため、海岸美化活動（530キャンペーン等）を推進するとともに、様々な体験を通じて感じる自然など、人と人との関わりのなかで二宮海岸が有する自然の魅力を向上させます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課            | 実施予定 |    |    |
|-----|---|----------------|------|----|----|
|     |   |                | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>海岸ごみゼロ推進キャンペーン</b><br>町民、ボランティア団体、各地区等の協力を得て、にのみや海岸の一斉清掃を行い、海岸の保全活動を行う。    | 生活環境課          | ○    | ○  | ○  |
| ②   | <b>松の保全事業</b><br>松くい虫被害予防のための薬剤の注入、被害木の伐倒を行い、松を保全することにより、災害の抑制につなげる。          | 産業振興課          | ○    | ○  | ○  |
| ③   | <b>朝市や地引網等による二宮海岸の魅力向上</b><br>朝市や地引網などを通じて町内外問わず多くの人に二宮海岸の良さを知ってもらう。          | 産業振興課          | ○    | ○  | ○  |
| ④   | <b>釣り客、地引網のゴミ処理、ゴミ持ち帰りのマナー向上の徹底</b><br>漁港区域の管理において、海岸利用客へ啓発看板を設置し、美化意識の高揚を図る。 | 産業振興課          | ○    | ○  | ○  |
| ⑤   | <b>海岸保全対策事業</b><br>漁港区域内外における海岸保全対策のため養浜工事を実施し海岸保全に努める。                       | 産業振興課<br>都市整備課 | ○    | ○  | ○  |

## 1-5. 良好な自然を象徴する動植物の保全

多様な緑と水に支えられた里山・里地・里川・里海に生息する動植物を保全し、将来世代に豊かな自然を伝えていきます。

そのため、情報提供の工夫やイベント等を通じて、環境学習や日常生活での身近な取組を広めていきます。

### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容   | 担当課            | 実施予定 |    |    |
|-----|--|----------------|------|----|----|
|     |  |                | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>自然環境を知るための講座開催</b>  | 生涯学習課          | ○    | ○  | ○  |
|     | 自然に親しむ講座などを開催することにより、二宮の動植物について学び、自然環境への関心を高める。                                      |                |      |    |    |
| ②   | <b>動物の適正な管理</b>  | 生活環境課<br>産業振興課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 外来種や有害鳥獣の捕獲許可等適正な管理を行う。<br>また、県、近隣市町村、農業者等と連携し、農業被害の防止や生態系の保持を図り、人と自然が共生するまちづくりをめざす。 |                |      |    |    |

## 2 【循環型社会の実現】

### 環境にやさしい循環型のまち

ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進していきますが、二宮町独自の3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化や資源化等に取り組み、きれいなまちづくりを進めます。

同時に、町内で生産される農産物や海産物等についても、生産・流通・消費の循環を町内で形成することによって循環型の社会を実現していきます。

#### 2-1. リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）

日常生活でのごみの減量化を町民、事業者、町が一体となって取り組み、循環型のごみ処理を促進します。

そのため、水分ひとつしぼり運動をさらに広げるとともに、マイバッグ・マイボトルの利用促進や無駄になるような物は買わない（ごみの発生抑制）などの普及啓発などを進めます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     | 事業内容  |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>ごみ減量化推進事業</b>                                  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 広報等を通じて将来ごみとなるようなものを無駄に買わないこと（発生抑制：Reduce）の啓発を行う。 |       |      |    |    |
| ②   | <b>水分もうひとつしぼり運動</b>                               | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 広報等により、水分もうひとつしぼりの啓発を行い、生ごみの水分量を減らす。              |       |      |    |    |
| ③   | <b>マイバッグ・マイボトル等の啓発</b>                            | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 県・事業者等と連携し、広報等で啓発を行う。                             |       |      |    |    |
| ④   | <b>ごみ減量化推進協議会による推進</b>                            | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | ごみの減量化（3Rの推進）方法等を研究し、町民に啓発する。                     |       |      |    |    |

## 2-2. リユースやリサイクルの促進

平塚市・大磯町・二宮町によるごみ処理広域化の推進により、ごみの資源化を進めます。

そのため、剪定枝などのチップ化、洋服や家具等のリユースの促進、コンポストの普及による生ごみの堆肥化の推進に向けた生ごみ堆肥化容器購入への補助等によって、資源化の促進を図ります。

### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     | 事業内容   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>剪定枝チップパー機の貸出</b>  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 剪定枝チップパーを貸し出し、自家処理を推進する。                                   |       |      |    |    |
| ②   | <b>生ごみ処理機の導入促進</b>   | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 生ごみリサイクルを啓発するとともに、生ごみ処理機購入者に、購入費用の一部を補助し、廃棄物の減量化・資源化を推進する。 |       |      |    |    |
| ③   | <b>廃食油回収事業（石けんづくり）</b>                                     | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 家庭から出た廃食用油を収集し、インク原料等にリサイクルするとともに、環境団体等と連携し、石けんづくりを実施する。   |       |      |    |    |
| ④   | <b>グリーン購入の推進</b>   | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づき、環境への負荷の少ない環境物品の調達を推進する。          |       |      |    |    |

### 2-3. ごみの適正な処理・処分の推進

二宮町一般廃棄物処理基本計画にもとづき、適正なごみの分別収集、処理・処分を進めます。

そのため、適切なごみの分別収集を促進し、地域ごとの積極的な取組を支援します。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     |   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>二宮町一般廃棄物処理基本計画の策定・推進</b>                                 | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 循環型社会の構築に努めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理基本計画を改訂・推進する。 |       |      |    |    |
| ②   | <b>ごみ置場散乱防止対策（カラスネット配布）</b>                                 | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | カラス対策の方法等を周知するとともにカラスネットを配布し、ごみ散乱を防止する。                     |       |      |    |    |
| ③   | <b>し尿処理事業（施設の適正な維持管理）</b>                                   | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | し尿処理施設の円滑な管理運営を行い、環境の保全を図る。                                 |       |      |    |    |
| ④   | <b>最終処分場施設運営事業（適正維持管理）</b>                                  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 埋め立てを終了している最終処分場の維持管理を行う。                                   |       |      |    |    |

### 2-4. 不法投棄防止の推進

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、まちの美化や環境保全を進めます。

そのため、不法投棄パトロールの実施のほか、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上、家電製品等の不法投棄に対する対応策等について検討し、取組を進めます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容                         | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     |  |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>不法投棄防止事業</b>                        | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 県、警察、ボランティア団体と連携し、不法投棄監視及び不法投棄物の撤去を行う。 |       |      |    |    |

| NO. | 事業等の名称   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     | 事業内容   |       | 28   | 29 | 30 |
| ②   | <b>海岸清掃（かながわ海岸美化財団）</b><br>「相模湾を次代に引き継ぐ新しい海岸美化のしくみを構築する」目的で設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団の協力を得て海岸美化を推進する。 | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |

## 2-5. 地産地消の促進

農産物や海産物など地元の食材の購入や消費を促進するなど、地元産品が町内で循環するように努めます。こうした取組を食育等とも連携しながら、地域経済の活性化にもつながっていくことをめざします。

そのため、地元産品の消費や（仮称）食べ残しゼロ運動を促進します。

### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     | 事業内容   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>地元産品の消費促進</b><br>朝市やイベントを通じて地元で採れた農産物や海産物の購入を促進する。                      | 産業振興課 | ○    | ○  | ○  |
| ②   | <b>食べ残しゼロ運動の推進</b><br>ごみの減量化のため、食べ物を残さないような啓発を行う。                          | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
| ③   | <b>地元産品の循環型活用の促進</b><br>地元産品を消費して出た生ごみの堆肥化と、その堆肥の家庭菜園やふれあい農園等で活用することを推進する。 | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |

### 3 【低炭素社会の形成】

#### 地球環境の保全に取り組むまち

二酸化炭素排出量の削減については、地球全体での持続可能性が問題となり、日本全体では家庭部門における削減の進展が課題となっています。そのような状況をふまえ、戸建住宅を中心とする二宮町においては、低炭素社会の形成に向けたさまざまな取組が可能と考えます。

また、豊かな自然に恵まれている本町において、自然の恵みに感謝するとともに、時に自然の力は災害の脅威にもなることから、自然や地球環境を意識したライフスタイルの転換を図っていきます。

#### 3-1. 省資源・省エネルギー活動の促進

#### 3-2. 自然エネルギーの活用

日常生活での省資源や省エネルギー化を進め、家庭や事業所などでの二酸化炭素の排出を削減するとともに、自転車や公共交通などの利用促進を通じた移動の際の二酸化炭素の排出を抑制します。

そのため、節電に向けた取組や、地球環境に配慮した交通手段の利用促進に向けた仕組みづくりを進めます。

また、太陽エネルギーなど、二宮町の地形や住宅地の特性などを活かした自然エネルギーの導入を促進します。

そのため、ソーラーパネル設置への補助の拡充とともに、公共・公益施設等での実験的实施による自然エネルギーの導入に向けた取組み、自然エネルギーに関する情報収集・提供等を進めます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     |   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>地球温暖化対策実行計画の策定</b><br>温室効果ガスの排出抑制を推進するため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、廃棄物等の発生抑制等について計画的な施策を検討する。 | 生活環境課 | △    | △  | ○  |
| ②   | <b>ムダな電力消費等の節約啓発</b><br>広報やホームページ、子ども向けチラシ等で節電啓発を行う。  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |



| NO. | 事業等の名称  | 担当課            | 実施予定 |    |    |
|-----|---|----------------|------|----|----|
|     | 事業内容  |                | 28   | 29 | 30 |
| ③   | <b>地球温暖化防止運動の啓発</b><br>エコドライブキャンペーンの実施や再生可能エネルギー（太陽光・風力発電等）、エネファーム・エコキュート等の高効率機器設備の情報提供を通じて地球温暖化防止を啓発する。  | 生活環境課          | ○    | ○  | ○  |
| ④   | <b>エコカーの導入（電気自動車等導入検討）事業</b><br>環境への負荷を軽減するため、公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを導入する。   | 財務課            | △    | △  | ○  |
| ⑤   | <b>歩行者や自転車が安全に楽しく利用できるシステムづくり（ベンチ、バリアフリーの推進）</b><br>道路交通環境改善の推進、歩行者の安全確保を目的に道路を拡幅し、歩道の確保をする。<br>また、高齢者、障がい者等の誰もが安全・安心に区別なく通行ができるようバリアフリー化を推進する。 | 都市整備課          | ○    | ○  | ○  |
| ⑥   | <b>環境負荷の少ない交通の利用促進</b><br>利用者ニーズを捉え、コミュニティバス・デマンドタクシーの見直しを行い、環境負荷の少ない交通手段の利用を促進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。   | 企画政策課<br>都市整備課 | ○    | ○  | ○  |
| ⑦   | <b>駅前駐輪場の整備（利用者の利便性向上）</b><br>駅周辺の自転車駐輪場を利用者が利用しやすい整備をすることにより、通勤通学時の自動車の利用を抑えることで排気ガスの減少に寄与する。  | 防災安全課          | ○    | ○  | ○  |
| ⑧   | <b>自然エネルギーに関する情報収集・提供</b><br>二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化防止を推進するため、国・県の情報も含め自然エネルギーに関する情報を住民・事業者等へ提供し、関心を高める。   | 生活環境課          | ○    | ○  | ○  |

### 3-3. 緑化や雨水利用などによる環境の保全

建築物の緑化による地球温暖化対策、敷地内での雨水浸透や雨水の有効利用等による地球環境の保全に向けた取組を進めます。

そのため、壁面緑化の促進や花いっぱい運動等を推進し、日常生活での身近な緑や水を大切にすることにより、地球環境の保全に向けた意識を醸成し、取組を広げていきます。

#### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称  | 担当課           | 実施予定 |    |    |
|-----|---|---------------|------|----|----|
|     | 事業内容  |               | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>建築物の緑化の推進</b>  | 生活環境課         | ○    | ○  | ○  |
|     | 公共施設などの建物に植物を設置し、建物の温度上昇を抑制する。(緑のカーテン等)                                     |               |      |    |    |
| ②   | <b>開発行為等における緑化指導</b>  | 都市整備課         | ○    | ○  | ○  |
|     | 二宮町開発指導要綱に規定する開発行為等を施工する事業主に対し、「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき開発行為完了後の緑化推進を指導する。 |               |      |    |    |
| ③   | <b>雨水浸透施設設置の指導</b>  | 都市整備課<br>下水道課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 屋根等に降った雨水を宅地内に浸透させる雨水浸透施設設置の指導。   |               |      |    |    |

### 3-4. 環境保全による安全なまちづくり

自然に感謝し、自然からの恵みだけでなく、大規模災害等における減災の視点から環境保全の取組を進めます。

そのため、海岸の松林や里山の斜面林の保全や道路の排水溝の清掃（集中豪雨時の冠水防止）を促進し、自然の豊かな恵みを大切にしていける環境教育とともに、自然の力を感じ減災への意識を育む防災教育も進めていきます。

こうした取組を通じて、自然と人間との関わりを捉え直し、安全なまちづくりを進めます。

【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課            | 実施予定 |    |    |
|-----|---|----------------|------|----|----|
|     |   |                | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>側溝や集水樹の補修・清掃（かん水防止）</b>  | 生活環境課<br>都市整備課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 町民等と連携し、かん水防止のため、側溝や集水樹の補修・清掃を実施する。   |                |      |    |    |
| ②   | <b>狭あい道路等拡幅整備事業</b>   | 都市整備課          | ○    | ○  | ○  |
|     | 町民の日常生活の利便増進及び災害時における安全を図るため、建築基準法第42条第2項等に基づく道路に対し、二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱により、道路を整備する。 |                |      |    |    |

**3-5. 快適な生活環境の向上**

大気汚染や悪臭、騒音などへの対策を行うとともに、二宮町の特長である空気がきれいで風通しの良い快適な生活環境の向上に努めます。

そのため、地域美化活動の推進や公害防止対策（大気騒音測定）とともに、緑豊かな二宮らしい街並みの保全など、環境面からのまちの景観形成を進めます。

【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     |   |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>地域美化活動の推進</b>  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | ごみ袋の配布、保険の加入など美化清掃活動の支援を行い、地域美化を推進する。                       |       |      |    |    |
| ②   | <b>公害防止対策事業</b>   | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 県、事業者等と連携し環境測定を実施することにより、町の環境状況を把握し、騒音苦情等を未然に防止する。          |       |      |    |    |
| ③   | <b>屋外燃焼行為による被害の防止</b>                                       | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 廃棄物処理法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に違反して行われる屋外燃焼行為を中止させ、町民への被害を防止する。 |       |      |    |    |

#### 4.【計画の推進方策】

### 3つの基本目標に共通する取組み

基本計画では、「町民・事業者・町」、「横断的な取組」「学習・情報共有」の3つを軸に計画の推進について位置付けています。本計画においても、基本計画の3つの軸にそって取組を示しました。

#### 4-1.“町民・事業者・町”による計画推進

町民・事業者・町の3者が連携し協力して取り組むことによって計画を進めます。

##### 【取組み内容】

△：検討・準備 ○：実施

| NO. | 事業等の名称<br>事業内容   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     |  |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>環境基本計画の推進</b>                                       | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 環境審議会の意見を聴取し二宮町環境基本計画実施計画の推進を図る。                       |       |      |    |    |
| ②   | <b>環境に関するイベントの開催</b>                                   | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 環境活動団体との連携・協力によりイベントを開催し、団体の活動の紹介を通じながら、環境問題への意識啓発を行う。 |       |      |    |    |
| ③   | <b>環境保全に取り組む団体への支援</b>                                 | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 自主的・建設的に環境保全活動を行っている町民・団体の活動支援を行う。                     |       |      |    |    |
| ④   | <b>商店街等との連携による環境に関するシステムづくり(買い物かご持参による優遇措置など)</b>      | 産業振興課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 二宮町商店連合協同組合と連携し、レジ袋不要等のごみの減量化にご協力をいただいた方にエコポイントを進呈する。  |       |      |    |    |

#### 4-2 “横断的な取組み”による計画推進

自然環境と生活環境、地球環境は、相互に関連していることから、計画の推進にあたっては、施策間・組織間での横断的な取組により計画を進めます。

| NO. | 事業等の名称  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     | 事業内容  |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>ボランティア団体のネットワークづくり</b>                               | 地域政策課 | ○    | ○  | ○  |
|     | ネットワークづくりに役立てていただくため、町民活動団体の活動拠点として「町民活動サポートセンター」を運営する。 |       |      |    |    |
| ②   | <b>学校、住民、地区の協力、行政、教育委員会の連携推進</b>                        | 教育総務課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。         |       |      |    |    |

#### 4-3 “学習・情報共有”による計画推進

状況の変化やニーズ等に応じて、環境に関する学習や情報を共有しながら計画を進めます。

| NO. | 事業等の名称  | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|---|-------|------|----|----|
|     | 事業内容  |       | 28   | 29 | 30 |
| ①   | <b>環境情報の提供</b>                                  | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 町で実施した環境測定結果など環境に関する情報をホームページや広報を通じて提供する。       |       |      |    |    |
| ②   | <b>町民参加による環境教育</b>                              | 教育総務課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 地域の清掃活動を児童・生徒が町民と一緒にやる。                         |       |      |    |    |
| ③   | <b>小中学校と環境保全団体等との連携による住民参加型環境教育の実施</b>          | 生活環境課 | ○    | ○  | ○  |
|     | 小中学生と環境保全団体等との連携による環境教育を実施し、環境に関心のある青少年の育成をめざす。 |       |      |    |    |

| NO. | 事業等の名称   | 担当課   | 実施予定 |    |    |
|-----|--|-------|------|----|----|
|     | 事業内容   |       | 28   | 29 | 30 |
| ④   | <b>高齢者等の協力により、町の歴史や生活の変化を語り継ぐ機会づくり</b><br>町の歴史や文化などについて学ぶことにより郷土愛を深める。 | 生涯学習課 | ○    | ○  | ○  |

## 5. 計画の進行管理

本計画では、「P D C A サイクル」を基本とし、各事業等の進捗状況を把握、評価することで計画の進行管理を行います。進捗状況については評価シートを用いて把握・管理します。その評価結果については、環境審議会の意見聴取を受けて、ホームページ等で公表します。

